

平成三年八月環境庁告示第四十六号（土壤の汚染に係る環境基準について）の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○ 平成三年八月環境庁告示第四十六号（土壤の汚染に係る環境基準について）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
-------	-----

別表

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 <u>1L</u> につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	(略)
(略)	(略)	(略)
鉛	検液 <u>1L</u> につき 0.01mg 以下であること。	(略)
六価クロム	検液 <u>1L</u> につき 0.05mg 以下であること。	規格65.2に定める方法 <u>(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつて</u>

別表

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 <u>1L</u> につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	(略)
(略)	(略)	(略)
鉛	検液 <u>1L</u> につき 0.01mg 以下であること。	(略)
六価クロム	検液 <u>1L</u> につき 0.05mg 以下であること。	規格65.2に定める方法

		は、 <u>日本工業規格K0170-7の7のa)</u> 又は (b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液 <u>1L</u> につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	(略)
総水銀	検液 <u>1L</u> につき0.0005mg以下であること。	(略)
(略)	(略)	(略)
ジクロロメタン	検液 <u>1L</u> につき0.02mg以下であること。	(略)
四塩化炭素	検液 <u>1L</u> につき0.002mg以下であること。	(略)
1, 2-ジクロロ	検液 <u>1L</u> につき0.004mg以下であること。	(略)

砒素	検液 <u>1L</u> につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	(略)
総水銀	検液 <u>1L</u> につき0.0005mg以下であること。	(略)
(略)	(略)	(略)
ジクロロメタン	検液 <u>1L</u> につき0.02mg以下であること。	(略)
四塩化炭素	検液 <u>1L</u> につき0.002mg以下であること。	(略)
1, 2-ジクロロ	検液 <u>1L</u> につき0.004mg以下であること。	(略)

エタン		
1, 1-ジクロロエチレン	検液 <u>1L</u> につき <u>0.1mg</u> 以下であること。	(略)
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 <u>1L</u> につき <u>0.04m</u> g以下であること。	(略)
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 <u>1L</u> につき <u>1mg</u> 以下であること。	(略)
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 <u>1L</u> につき <u>0.006</u> mg以下であること。	(略)
トリクロロエチレン	検液 <u>1L</u> につき <u>0.03m</u> g以下であること。	(略)

エタン		
1, 1-ジクロロエチレン	検液 <u>1l</u> につき <u>0.02m</u> g以下であること。	(略)
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 <u>1l</u> につき <u>0.04m</u> g以下であること。	(略)
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 <u>1l</u> につき <u>1mg</u> 以下であること。	(略)
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 <u>1l</u> につき <u>0.006</u> mg以下であること。	(略)
トリクロロエチレン	検液 <u>1l</u> につき <u>0.03m</u> g以下であること。	(略)

テトラクロロエチレン	検液 <u>1L</u> につき 0.01m g 以下であること。	(略)
1, 3-ジクロロプロペン	検液 <u>1L</u> につき 0.002 mg 以下であること。	(略)
チウラム	検液 <u>1L</u> につき 0.006 mg 以下であること。	(略)
シラジン	検液 <u>1L</u> につき 0.003 mg 以下であること。	(略)
チオベンカルブ	検液 <u>1L</u> につき 0.02m g 以下であること。	(略)
ベンゼン	検液 <u>1L</u> につき 0.01m g 以下であること。	(略)
セレン	検液 <u>1L</u> につき 0.01m g 以下であること。	(略)
ふっ素	検液 <u>1L</u> につき 0.8mg 以下であること。	<u>規格34.1若しくは34.4</u> に定める方法又は規格

テトラクロロエチレン	検液 <u>10</u> につき 0.01m g 以下であること。	(略)
1, 3-ジクロロプロペン	検液 <u>10</u> につき 0.002 mg 以下であること。	(略)
チウラム	検液 <u>10</u> につき 0.006 mg 以下であること。	(略)
シラジン	検液 <u>10</u> につき 0.003 mg 以下であること。	(略)
チオベンカルブ	検液 <u>10</u> につき 0.02m g 以下であること。	(略)
ベンゼン	検液 <u>10</u> につき 0.01m g 以下であること。	(略)
セレン	検液 <u>10</u> につき 0.01m g 以下であること。	(略)
ふっ素	検液 <u>10</u> につき 0.8mg 以下であること。	<u>規格34.1</u> に定める方法又は規格34.1c) (注6)

		34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液 <u>1L</u> につき1mg以下であること。	(略)
備考		
1 (略)		
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 <u>1L</u> につき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 <u>1L</u> につき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及		

)第3文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液 <u>10</u> につき1mg以下であること。	(略)
備考		
1 (略)		
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 <u>10</u> につき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 <u>10</u> につき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及		

び3 mgとする。

3 (略)

4 (略)

び3 mgとする。

3 (略)

4 (略)